

2019年度 法人事業計画書

(2019年4月1日 ~ 2020年3月31日)

社会福祉法人長尾福祉会

目次

2019 年度	社会福祉法人長尾福祉会 事業計画.....	- 1 -
2019 年度	法人本部 事業計画.....	- 3 -
2019 年度	のぞみ園 事業計画.....	- 6 -
2019 年度	特別養護老人ホームゆたか荘 事業計画.....	- 12 -
2019 年度	デイサービスセンターゆたか 事業計画.....	- 21 -
2019 年度	ハーティヴィラ亀鶴 事業計画.....	- 23 -
2019 年度	高松くりの木保育園 事業計画.....	- 31 -
2019 年度	認定こども園長尾学舎 事業計画.....	- 34 -

2019年度 社会福祉法人長尾福祉会 事業計画

【法人理念】

障害をもっていても もっていなくても 男も女も
「生まれておめでとう・成長しておめでとう・長生きしておめでとう」
といえる社会づくりを目指します

【基本方針】

2018年に高松市に開園した「高松くりの木保育園」に続き、2019年度は「幼保連携型認定こども園長尾学舎」が開園し、地域の子育て拠点の整備ができた。法人理念である生まれてから（産前の両親に対する相談支援も含む）一生涯のサポート体制構築の準備が整い、これから内容の充実・強化が求められる。

具体的には、ハード面で、既存施設の老朽化による安全対策の再点検や更新を、ソフト面では職員の質の向上のための教育や自己啓発支援及び防災に対する教育等を実施する。

また、地域に対し、相談やボランティアの拠点としての役割と各種別や各機関との連携の中核的役割になっていくよう、年間を通じ、情報を発信していく。

経営環境面では、消費税増税に伴う諸制度の改正への対応、特に、「子ども・子育て新支援制度」の無償化及び職員の処遇改善の対応は、慎重かつ正確さが必要であり、法人本部機能のさらなる充実を図る。

全体として、2019年度も、既存事業所と新規事業所の効率的で安定した経営及び人材の確保・育成・定着に努めるとともに、福祉サービス利用者や地域住民からの信頼確保のための事業を積極的に実施する。

【基本目標】

総合社会福祉法人の特性を活かした地域共生社会へ向けた分野横断のサービスの連携と法人内ワンストップサービスの実現を目指す。

【重点事業】

- ・健全な法人経営と積極的な情報公開
- ・地域包括ケアや地域共生型サービスの実施に向けての調査研究
- ・福祉ワンストップサービス実現に向けての調査研究
- ・外国人技能実習生等を含めた人材の積極的採用と育成
- ・中長期事業計画の策定と法人理念の共有と発信

【目標実現のための重点事業体系】

- ・既存サービスの経営評価と情報公開
- ・第三者評価の受審施設への助言、協力
- ・香川おもいやりネットワーク事業及び地域ネットワーク会議への協力推進
- ・各施設での総合相談体制構築
- ・法人機能を活かした地域、医療との連携

- ・地域雇用の拡充
- ・高校、大学との就職・就学提携の推進
- ・中長期事業計画の策定と法人理念の共有と発信
- ・内部監査体制の整備

2019 年度 法人本部 事業計画

【評議員会、理事会の運営】

- ・評議員会の開催 6月、3月
- ・理事会の開催 5月、6月、9月、12月、3月

【各施設の事業への協力及び整備・補修事業の計画等】

- ・のぞみ園
施設改修事業（共用部床の張替え、雨漏り補修）
- ・ゆたか荘
送迎車の更新
大型洗濯機・乾燥機の更新
- ・デイサービスセンターゆたか
設備更新事業（マッサージ機）
- ・ハーティヴィラ亀鶴
見守りスキャン試験導入の継続
- ・高松くりの木保育園
定例行事への協力
- ・認定こども園長尾学舎
開園に伴う行事の運営
定例行事への協力

【その他の事業】

- ・さぬき市高齢福祉事業検討委員会の運営
- ・諸制度改革への対応
- ・人事労務管理の体制整備
- ・法人の広報事業
- ・職員の採用事業
- ・技能実習生の受け入れ支援

【法人運営事業及び業務体制（定款に基づく事業）】

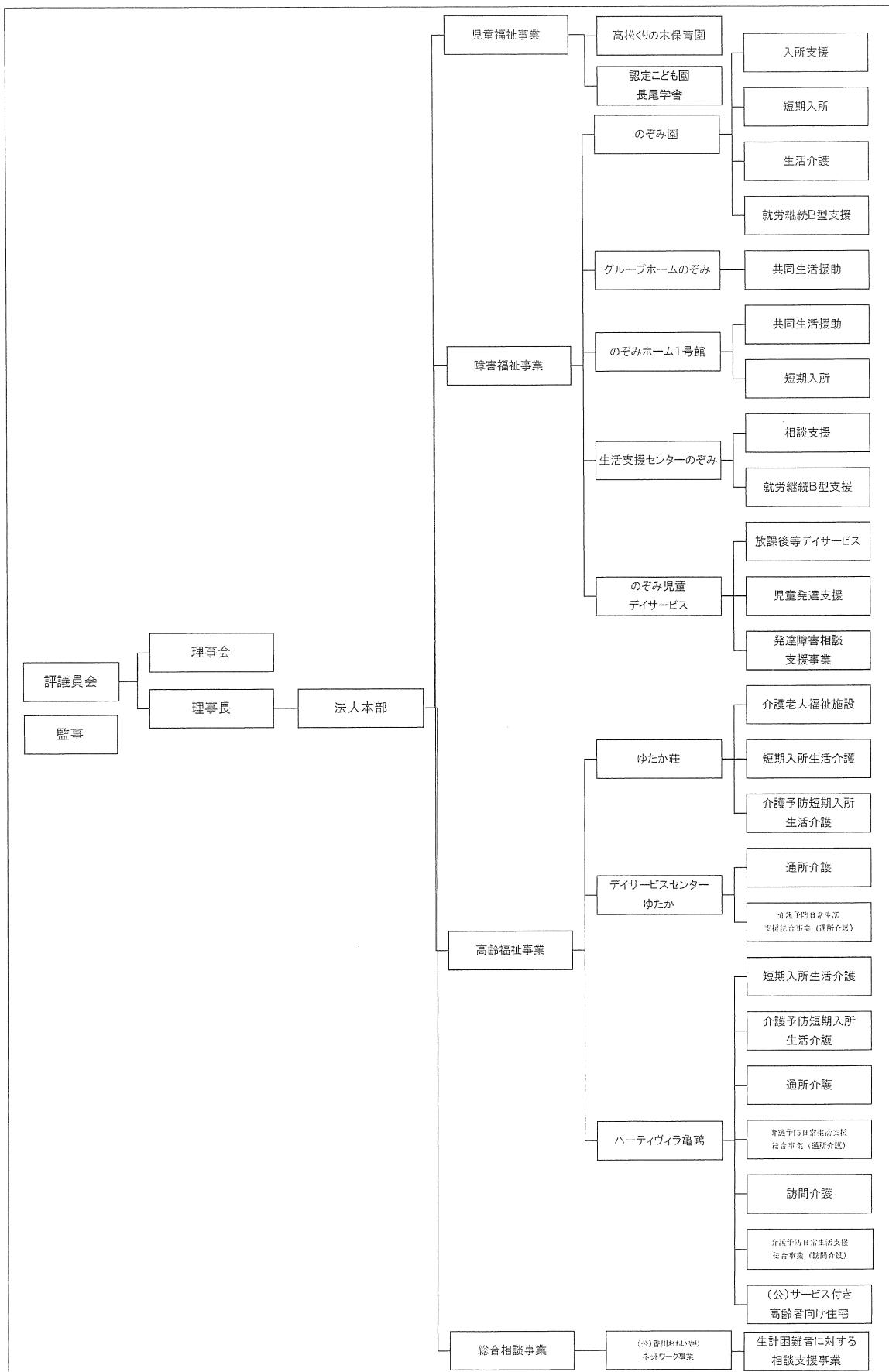
- 1 第一種社会福祉事業
 - ・障害者支援施設の経営
 - ・特別養護老人ホームの経営
- 2 第二種社会福祉事業
 - ・障害児通所支援事業の経営
 - ・一般相談支援事業の経営
 - ・保育所の経営

- ・幼保連携型認定こども園の経営
- ・特定障害福祉サービス事業の経営
- ・相談支援事業の経営
- ・障害児相談支援事業の経営
- ・老人短期入所事業の経営
- ・老人デイサービス事業の経営
- ・老人居宅介護等事業の経営
- ・生計困難者に対する相談支援事業

3 公益事業

- ・居宅介護支援事業
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業

4 業務体制 (2019年4月1日～)



2019年度 のぞみ園 事業計画

2018年度に障害者総合支援法の一部改正及び報酬改定が実施され、改定内容においては施設運営に大きな影響はなかったが、2019年度中に消費税増税が予定されており、報酬等においても何らかの動きがあることが予測される。

その動向をしっかりと見極めながら事業を進めていく。

また、利用者の重度化、高齢化、就労利用者の工賃向上等、様々な課題に継続して取り組んでいく。

目標

- ・ 利用者の意思及び人格の尊重
- ・ 利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供
- ・ 就労支援への取り組み
- ・ 安心安全な生活環境作りと整備

課題

- ・ 地域療育等支援事業の充実
- ・ 相談支援事業の充実
- ・ 高齢利用者対応の検討
- ・ グループホームの充実した運営

主要事業

- 1 施設入所支援
- 2 生活介護
- 3 就労継続支援B型
- 4 共同生活援助
- 5 障害児通所支援
- 6 相談支援
- 7 地域療育等支援事業

1 障害者支援施設(施設入所支援)

入所する利用者に主として入浴、排泄及び食事等の支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うもので、2019年3月末で女性15名、男性35名が入所している。

また、一時的に家族の支援が困難な場合、定員3名で短期の入所及び日中のみの日中一時支援を実施していく。

1 支援方針

- ・自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援をしていく
- ・安心、安全な生活環境づくり
- ・安らげる空間の提供と地域移行に向けた支援の実施
- ・居住の場として、夜間の介護、支援を行う
- ・休日余暇の充実

2 課題

○ 環境整備

地域交流ホール、食堂の窓枠改修、南寮屋根雨漏り修繕、女子寮交流室床修繕・

男子寮居室床修繕

○ 高齢化対策

一部フロアのバリアフリー化等の環境整備及び高齢施設移行に向けた情報収集、協議会等を実施していく。

身体機能低下が見られる利用者の対応を検討。

○ 防災対策

土砂災害・地震等の災害対策及び訓練を強化していく

3 その他

定期的に入所相談委員会を開催し、入所希望者について協議したり、入所待機者の状況等を把握する。

2 生活介護

主として昼間に、入浴、排泄及び食事等の支援、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行うものである。

2019年3月末で、入所支援利用者50名と通所利用者11名の計61名が利用している。

61名を3つのグループに分け、生活介護I(20名)、生活介護II(21名)、生活介護III(20名)で日中は活動している。

また、定期的に安全委員会(月1回)、保健栄養委員会(3か月に1回)を開催し、利用者の安全管理、健康管理にも留意する。

1 支援方針

- ・ 重度利用者に対しての構造化、視覚支援、自立課題の提供
- ・ 自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援をしていく
- ・ 利用者の状態、症状に合わせて、グループを分割し、継続して支援できる体制をつくる
- ・ 利用者が意欲を持って参加し、楽しめる日課の継続的な検討
- ・ エンパワーメント、ストレングス、権利擁護の視点を含めた個別支援計画の作成
- ・ 食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援を提供、併せて軽作業等の生産活動や創作的活動を提供
- ・ 強度行動障害の方の理解と支援方法を深めていく。

<行事>

- ・ 園内行事： 花見、クリスマス会、ひなまつり茶会 合同余暇等
- ・ 園外行事： 遠足、テーブルマナー

<余暇活動>

- ・ クラフト、音楽、スポーツ、カラオケ、書道等

<地域交流>

- ・ 園内のもちつき、ひなまつり茶会、合同余暇や園外のいきいき福祉まつり、しょうぶまつり、ふれあいウォーク

<医務>

- ・ 健康診断、定期健診、健康管理、衛生管理

<給食>

- ・ 栄養ケアマネジメント、栄養管理、献立作成

<環境美化>

- ・ 年2回の親子共同作業、大掃除等、毎週火曜日環境美化の時間を設定

<研修生受け入れ>

- ・ 実習生（学生）を計画的に受け入れる

<スポーツ大会等参加>

- ・ 知的障害者福祉協会等が主催する各種スポーツ大会に参加、園内における練習計画等

<防災訓練>

- ・ 火災、土砂災害想定の防災訓練をそれぞれ消防署立ち合いで実施。それ以外に、月1回防災訓練を実施。

3 就労継続支援B型

年齢や心身の状態等の事情により、事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても雇用されるに至らなかった者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業で、2019年3月末現在、12名が利用している。

1 支援方針

- ・ 自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援をしていく
- ・ 作業内容、本人ニーズ、ストレングスを反映した個別支援計画の作成

2 事業内容

- ・ ダンボール組立作業、箱貼り作業、和三盆詰合せ作業
- ・ さぬき市社協タオル洗濯、ゆたかデイ事業所のおしぶりの洗濯
- ・ 菓子工房におけるバウンドケーキ、クッキー、パン等の製造、販売
- ・ 施設外支援として、ゆたか荘における清掃作業、バスタオル洗濯、シーツたたみ等の作業
- ・ ゆたかデイ事業所の風呂掃除、環境美化
- ・ 辛立文化センター床清掃

4 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない者に、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談その他の日常生活上の援助を行う事業で、2019年3月末で女性棟5名、男性棟7名が生活している。

1 方針

- ・地域で自立した生活を送る。
- ・共同生活において必要なスキル及び社会性を獲得していく。
- ・利用者ひとりひとりの自己実現をめざし個別で支援していく。

2 事業内容

- ・買い物外出、地域の行事等を通じての社会参加を促していく。
- ・自己選択、自己決定を尊重した支援
- ・通院、食事等を通じた健康管理
- ・定期的な環境美化、衛生管理
- ・入浴、排泄等の生活支援

5 障害児通所支援事業

児童福祉法における障害児通所支援事業の児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所・のぞみ児童デイサービス事業所として運営する。発達が気になる児童の通所事業所として、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活適応のための療育支援を行う。

1 方針

- ・障害のある幼児・児童・生徒に、個別及びグループの活動・遊びを通して、日常生活や社会生活に必要な療育支援・訓練を行う。
- ・保護者及び関係機関との連携を密にし、一人ひとりの将来を見据えながら、年齢や発達段階に合った自立支援を目指す。

2 主要事業（多機能型事業所 定員 20 名）

・児童発達支援

発達の気になる就学前の幼児に早期療育及び、高等学校・特別支援学校高等部に通学していないなくて支援を要する 15 歳から 18 歳の生徒の療育を行う。

・放課後等デイサービス

児童生徒（6 歳～18 歳）の個々に応じた生活上の不便への手立てを見出し、共にマンパワードに視点をおいた成功体験を重ねながら自立への支援を行う。

3 事業内容

・児童発達支援

- 開所日は、月曜日から金曜日及び月二回の土曜日の午前 9 時～午後 6 時
休所日は、上記以外の土・日・祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日
- 療育支援内容は、基本的身体動作及び言語等の訓練（P T 配置）、日常生活動作習得、コミュニケーションスキル獲得、ルールやマナーの習得、遊びスキルの習得、季節行事体験、地域交流等

・放課後等デイサービス

- 開所日、時間は、授業日の放課後、月曜日～金曜日、下校時刻から午後 6 時及び月二回の土曜日の午前 9 時から午後 6 時
長期休業中・振替休業日は、月曜日～土曜日、9 時から 18 時
閉所日は、上記以外の土・日・祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日

6 相談支援

生活支援センターのぞみにおいて、在宅の障害者の方や、家族が住みなれた地域でより良い生活が続けられるように、必要なサービスの紹介や情報提供等、様々な相談を受け付ける事業。

サービス利用計画、モニタリング等の特定相談を重点的に取り組んでいく。

1 方針

- ・障害のある方が安定した生活が送れるように支援する。
- ・一人ひとりに寄り添った支援が提供できることを目指す。

2 主要事業

・指定特定相談支援

障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児、地域相談支援を申請した障害者に対して、サービス等利用計画を作成して、サービス事業所等との連絡・調整を行い利用者に対してよりよいサービスが受けられることを目指す。また定期的にモニタリングを実施して利用者の状況を把握し、モニタリング報告書を作成する。必要があれば、計画の見直しを行う。

サービス利用計画費 16,000 円 × 100 名

継続サービス利用支援（モニタリング） 13,000 円 × 40 名

これまでの市・町からの委託で行っていた基本相談も引き続き行う。

・障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害児に対して、障害児支援利用計画を作成して、サービス事業者等との連絡・調整を行い障害児に対してよりよいサービスが受けられることを目指す。

また、定期的にモニタリングを実施して障害児の状況を把握し、モニタリング報告書を作成する。必要があれば、計画の見直しを行う。

障害児支援利用計画費 16,000 円 × 70 名

継続障害児支援利用援助（モニタリング） 13,000 円 × 20 名

・指定一般相談支援

- 地域移行支援障害者、精神病院に入院している精神障害者が地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

- 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者や、居宅において同居している家族等が疾病等のため緊急時等の支援が見込まない状況にある障害者に対して、地域生活を継続していくための支援及び相談等を実施する。

3 事業内容

サービス等利用計画・障害児支援利用計画、指定一般相談については、利用者からの依頼を受けて実施する。

基本相談等については、以下の内容で実施する。

- ・相談支援：障害のある方やその家族の困りごと等の相談を受け、よりよい生活を続けることができるよう支援する。
- ・自立支援：在宅での生活がより安定したものになるような支援体制を作る。
- ・発達支援：本人・保護者が安心して地域で生活できるための具体的な支援を検討したり、専門機関等に繋いでいく。
- ・入所支援：在宅での生活が困難になってきた方に対して、適切な生活の場が提供できるようにする。

7 地域療育等支援事業

1 方針

在宅の障害児及び発達の気になる児童に対し地域生活を支援するため、療育及び相談等を実施する。

2 事業内容

臨床心理士1名を中心とした療育担当職員で市町村、保育所、学校等の関連機関、療育対象児童の保護者と連携をとりながら実施する。

○訪問療育・相談事業

療育担当職員が在宅障害児及び発達の気になる児童の家庭に訪問し、療育及び相談支援を行う。

○外来療育・相談事業

在宅障害児及び発達の気になる児童が指定障害事業所を訪問し療育及び相談支援を実施していく。また、療育は必要に応じて集団でも行う。

○施設支援指導事業

障害児通所支援事業及び障害児保育を行う保育所等の複数の職員に対し、療育に対する技術指導を行う。

8 その他の計画

- ・毎月、企画調整会議、職員会議、寮会議を開催し、組織的運営を推進する。
- ・職場内研修を年10回程度、外部研修や施設見学等を取り入れ、資質の向上をめざす。
- ・安全委員会、保健栄養委員会、レクリエーション委員会、研修委員会を開催し、委員会活動の充実を図る。
- ・多くの保護者の参加を促し、遠足、テーブルマナー外出等、園内行事を実施する。

2019年度 特別養護老人ホームゆたか荘 事業計画

2018年の介護報酬の改定では、特別養護老人ホームご利用者の医療ニーズの増加・重度化を反映し、「配置医師緊急時対応加算」や「看取り看護加算」の充実、「排泄支援加算」「褥瘡マネジメント加算」「低栄養リスク改善加算」等、特別養護老人ホームの機能としての「終末期を安心して過ごせる体制整備」が求められた。

それに伴い、医療と介護が連携し、ご利用者の尊厳を大切にした質の高い福祉サービスの提供ができるよう努力する。職員に対しても、介護技術の向上の為に福祉用具を活用しながら、介護する側も介護される側にとっても、身体に負担のない「安心で安全なケアの提供」を学び、ノーリフティングケアの推進に取り組んでいく。

また、国が推進している「働き方改革」に沿って、職員のワークライフバランスを考え、計画的に有給休暇が取れる環境を作り、リフレッシュが図れ、ストレスを溜め込まない笑顔あふれる職場であるよう努力するとともに、子育て中の方にも仕事との両立が図れるように育児支援も行う。

2019年度に向けて全国老人施設協議会より「最期の一瞬まで、自分らしく生きられる社会へ」というビジョンが掲げられ、高齢者の“自分らしさ”に寄り添い、一人ひとりが最期まで本人の価値観が尊重され、誰もが医療・福祉・介護全体の進展と社会の変化に合わせた最善のサービスが受けられるように、地域と共に考えていく。

長尾福祉会の理念である、「障害をもっていても もっていなくても 男も女も 生まれておめでとう・成長しておめでとう・長生きしておめでとう」といえる社会づくり」が、今後も推進できるように、施設の持つ特性を活かしながら、社会福祉法人としての役割も果たしていく。

I 運営体制

【基本方針】

- ・職員の介護技術の向上に常に取り組み、ご利用者・ご家族にとって安心・安全な介護を行います。
- ・家庭的な雰囲気を大切にしながら、心のこもった介護を行います。
- ・ご利用者の尊厳とプライバシーを守ります。

【事業推進目標】

- ・医療と介護が連携し、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの提供
 - ・生きがいや喜びが感じられる、こころ豊かな暮らしの提供
 - ・ノーリフティングケアの推進
 - ・外国人技能実習生の受け入れ体制の整備
-
- 専門職と連携し、自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーションの充実
 - ご利用者の視点に立った生きがいや喜びが感じられる暮らしの提供
 - 各委員会の専門性と活性化を図る
 - 口腔衛生管理の充実と栄養改善に向けた取組み
 - 家族と多職種が連携し、想いを大切にした看取りケア
 - 優秀な福祉人材の確保と育成

- 技能実習生制度の受入れ
- 福祉の啓発と地域貢献活動
- 効率的運営と安定的経営

【モットー】

『 人生ゆたかに 老後ゆたかに 長寿を支える 』

【主要事業】

- ・介護老人福祉施設 定員 50 名 の運営
日常生活継続支援加算、初期加算、看護体制加算ⅠⅡ、経口維持加算ⅠⅡ、口腔衛生管理加算、
口腔衛生管理体制加算、看取り加算Ⅱ、個別機能訓練加算、夜勤職員配置加算Ⅰ、
栄養ケアマネジメント加算、療養食加算、低栄養リスク改善加算、再入所時栄養連携加算、
経口移行加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、配置医師緊急時対応加算、
介護職員処遇改善加算
- ・短期入所生活介護（介護予防） 定員 20 名 の運営
サービス提供体制加算、看護体制加算ⅢⅣ、緊急短期入所受入加算、夜勤職員配置加算、
送迎加算、介護職員処遇改善加算 *人員配置により変動あり

【数値目標】

- ・介護老人福祉施設 稼働率平均 98% (49 人) の維持
- ・短期入所生活介護（介護予防） 稼働率平均 95% (19 人) の維持
- ・平均利用者数 68 人維持

【組織体制の強化と会の運営】

- ・職員会議の開催（月 1）
- ・各部署会議の開催（月 1）
- ・各委員会の開催（月 1、隔月）
- ・サービスステーション会議の開催（月 1）
- ・施設内研修の強化
- ・全国、ブロック、県内の各種研修会や大会に積極的に参加
- ・香川おもいやりネットワーク事業への参加・協力
- ・地域における公益的な取組み強化
- ・技能実習生受け入れ態勢の整備
- ・職員労働環境の向上（働き易さ改革）

II 各部署事業計画

1 生活相談員

方針

- 1 介護や医療との連携、家族と連絡調整を行うことでご利用者の情報共有化を目指す
- 2 ご利用者のニーズの把握に努め、円滑な利用受け入れや安心して利用できる環境を整える。

目標

- ご利用者、ご家族、社会資源との連絡調整の円滑化
- 生活の質の向上のための各部署連携強化

主要事業

- 1 長期・短期利用者の利用相談やその調整
- 2 入所検討委員会に関すること
- 3 生活保護に関すること
- 4 介護報酬変更に伴う事務処理やご家族への説明に関すること
- 5 苦情等の相談対応
- 6 短期利用者の担当者会やカンファレンスの参加
- 7 ご利用者の送迎に関すること
- 8 各種研修への参加
- 9 各種行事への参加・協力
- 10 家族会への参加

2 サービスステーション

方針

ご利用者の尊厳ある生活が継続できるよう心身機能の維持・向上を図る。

目標

専門職との連携を図りながら、個々の心身の状況に合わせたサービスを提供する。

主要事業

- 1 残存機能を活用し、日々の生活を支援
- 2 安心して過ごしていただける環境の整備
- 3 機能訓練士と連携し、機能訓練の強化
- 4 歯科衛生士と連携し、口腔衛生の強化
- 5 看護師と連携し、体調管理の徹底
- 6 生活を豊かにする行事の計画及び開催
- 7 サービスステーション会議、フロア会議、各委員会、研修会の内容充実（参加率80%以上）
- 8 ケアカンファレンスへの参加（参加率80%以上）
- 9 職員が働きやすい職場環境の整備
- 10 人材育成に対するシステム強化（OJT）

3 医務

方針

- 1 利用者の疾病・治療に関し、プライバシー保護を徹底する。
- 2 安全管理、衛生管理を徹底し、利用者が安心できる医療を提供する
- 3 利用者、ご家族の意見・立場を大切にし、説明と理解・同意に基づいた信頼される医療を提供する
- 4 医療機関・地域・多職種との密な連携を図り、より良い医療を提供する
- 5 常に知識と技術の研鑽に努め、高齢者医療の向上を追求する
- 6 他職種への医療教育、各委員会への協力を
- 7 高い倫理観を持ち、安心できる看取り期のケアを提供する

目標

- 全てのご利用者が安心・安全に過ごせるよう、ご利用者やご家族の意向に沿って、心のこもった適切な医療・機能訓練の提供を行う。

主要事業

- 1 健康管理（年1回の採血、結核検診）、定期受診及び体調不良時の早期受診
- 2 感染症対策委員会（月1回）の開催
- 3 医療研修の実施
- 4 感染症発生時の感染症対策の実施、委員会の開催
- 5 介護職員に対しての年2回の健康診断、腰痛検診の実施
- 6 カンファレンスへの参加
- 7 行事への協力

4 給食

方針

- 1 ご利用者一人ひとりに合った食事形態での食事提供
- 2 コスト管理の徹底
- 3 ご利用者の状態に応じた栄養管理の実施

目標

- 給食サービスの安定・充実
- 食の楽しみの提供
- 栄養ケアマネジメントの充実

主要事業

- 1 一人ひとりに合った栄養管理
- 2 給食管理、他職種との連携、委託業者との連携
- 3 徹底した衛生管理
- 4 食事のアンケートの実施（年1回）
- 5 会議の開催（月1回）
- 6 研修会の開催、参加
- 7 カンファレンスへの参加
- 8 行事への参加協力

- 9 喫茶の開催（月3回）
- 10 家族会への参加と食事提供（年1回）
- 11 感染症対策委員会に関すること
- 12 経口摂取推進委員会に関すること
- 13 栄養ケアマネジメントに関すること
- 14 退院時、病院の管理栄養士との連携

5 介護支援専門員

方針

ご利用者一人ひとりの希望やニーズの把握に努め、施設介護サービスを提供するご利用者、ご家族、各部署と連携、情報を共有し、チームケアを目指す

目標

- ご利用者、ご家族、各部署から情報を得て、アセスメント、モニタリングを行い、一人ひとりの利用者に合ったプランを作成する
- ご利用者、ご家族、各部署参加のケアカンファレンスを開催し、ケアの検討、調整、統一したケアの提供を行う
- 施設御利用者の希望を叶える支援（外出等）を実施し、これまで築き上げた関係性の施設をご利用することで新たな可能性を見出し、全ての皆様の人生が、より良いものになるよう携わっていく。

主要事業

- 1 ご利用者、ご家族、多職種から情報収集を行い、アセスメント、モニタリングによりケアプランの作成・見直しを実施する
- 2 ケアカンファレンスの開催
- 3 ご利用者、ご家族からのケアの相談、要望に対応する
- 4 委託による要介護認定調査（高松市・さぬき市）
- 5 ご利用者の介護保険、要介護認定更新の申請代行
- 6 研修会に参加し、マネジメント力の向上に努める
- 7 行事・外出に参加協力
- 8 家族会に参加協力
- 9 香川おもいやりネットワーク事業参画法人としての相談・支援担当、広報活動の協力
- 10 火災・地震等の避難訓練計画・実施

6 地域連携・香川おもいやりネットワーク事業

方針

施設ご利用者の保護・権利擁護、サービスの質の確保に努めるとともに、有する資源やノウハウを活用し、地域福祉の拠点として関係機関と連携を図り、積極的な地域貢献を展開していく。

目標

- 繼続出来ている活動（保育所及び小学校を含めた地域団体との定期的な交流や、あいさつ運動、地域及び前山地区クリーン活動等）の充実を図る。
- 法人理念の「社会づくり」を実現するためにも、近隣自治会や社会福祉協議会等との連携・

交流を深め、福祉に対する啓発活動に努める。

- 制度の狭間で支援が受けられにくい方を、おもいやりネットワークの中でサポートしていく。

主要事業

- 1 あいさつ運動、地域クリーン活動等の地域貢献活動・地域交流活動の継続
地域及び家族参加型の行事を立案・実施するとともに、地域の福祉ニーズに対し、先駆的・実践的に取り組む。
- 2 施設利用者の尊厳・権利擁護等に関すること
施設を利用してることで限界をつくらないよう、行動範囲の拡大、夢（希望）の実現等を図ることで可能性を広げる。
- 3 おもいやりネットワーク事業を通して、関係機関との連携・連絡の推進
地域社会の中で、生活していくために必要なサービスを、充分に受けることが出来ないままでいる人がいるよう、関係者との連携のなかで、問題を見出し対応していく。ゆたか荘が地域福祉の拠点として活動する。また、その中でも利用家族との連絡・連携を、家族会開催等を活用することで密にし、協力体制の強化を図る。
- 4 災害時の拠点となれるような取り組みの実施
火災・土砂・地震の各災害を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施することにより、万一の際も適切な行動が行えるようにし、利用者の安心・安全な生活を保護する。
- 5 広く情報発信できるよう、情報伝達機能の充実を図る。
ホームページ及び会報誌において事業計画・報告、行事紹介等を行い、情報を発信する。また、施設における活動の公正さを保つために、福祉サービス第三者評価を定期的に受審し、社会ニーズに対し、柔軟に対応していく。
- 6 専門的知識・技術の修得及び発信等に努める
専門職であることを自覚し、常に向上心をもてるような職場環境を作り、資格取得を行う。
- 7 小・中学生や地域住民に対し、認知症の正しい理解と対応を普及していくため、認知症サポート養成講座を地域包括支援センターと協力のうえ推進していく。

7 機能訓練士

方針

ご利用者の身体状況を把握し、理学療法士と連携を図りながら、プログラムを開発し、支援していく。ご利用者・ご家族の意向を確認しながら、多職種と連携しチームケアを目指す。

目標

- ご利用者の身体状況等をアセスメントし、一人ひとりのプログラムを適切に作成する。
- カンファレンスに参加し、ご利用者・ご家族の意向を確認したうえで、日常生活動作（ADL）の低下防止及び生活リハビリを中心としながらも質の向上と自立に繋がる支援をする。

主要事業

ご利用者の身体状況を把握し、適切な機能訓練計画書を作成・見直しを行うため、理学療法士を含む多職種と連携し、アセスメントの充実を図る。

ご利用者及び御家族、他職種からの相談・要望に対応していく。

8 歯科衛生士

方針

ご利用者個々の口腔内の変化に気をつけるとともに、体調に応じた適切な対応を実施する。

目標

■ 多職種連携による食べやすく飲み込みやすい食事姿勢の確保に努める。

主要事業

年1回（4月）協力歯科医院による歯科検診を実施。検診結果による歯科医に指示を受け、治療及び今後のケアを検討する。

外部研修等に参加し、職員間で情報を共有する。

知識や技術を日々の口腔ケア・口腔体操に取り入れる。

口腔体操に多くのご利用者が興味をもち参加して頂けるよう工夫する。

口腔ケアにおいて、食物残渣ゼロとし、誤嚥を予防する。

III 各委員会活動（月1回）

1 身体拘束・虐待防止委員会

ご利用者の立場になり尊厳ある生活を提供していくために、研修を通して職員全体で学び、知識向上に努める。

2 安全対策委員会

ヒヤリ・ハット報告書及び事故報告書の様式の見直しと基準整備を図るとともに、ご利用者の状態を把握し行動を予知することで未然に事故を防ぐ。

3 レクリエーション・くもん学習療法委員会

① レクリエーションを通じて、ご利用者と職員、地域の方等と交流が図れ、自然な笑顔と喜び、楽しみが溢れる時間を提供する。

② くもん学習療法を通して普段十分に関わりが持てていないご利用者ともしっかりと関わり、ご利用者の満足度を高めるとともに、興味が持てるような支援を実施する。

4 医療ケア・感染症対策委員会

① 褥瘡・皮膚トラブルの予防と早期発見・早期治療に努める

② 常日頃から手洗い・うがいの徹底及び感染症と疑われるご利用者に対する早期対応・マニュアルの徹底を図る

5 研修委員会

専門知識の習得、技術の向上のために、参加したい・聴講したいと思える教育・研修プログラムの充実を図る

6 入所検討委員会

委員会の中で公平に入所者の選定を行い、スムーズなご利用につなげる

7 業務改善委員会

各専門性を基に、業務の効率化と省力化を考え、無駄をなくすよう業務内容を見直し、安全で質の高いサービスの確保、働きやすい環境の確保に努め、ご利用者により良い生活支援サービス提供できるよう業務改善すること。

8 防災委員会

火災・土砂災害・地震を想定した避難訓練を定期的に実施するとともに、備蓄品の充実と管

理に努める

9 経口摂取推進委員会

歯科衛生士・看護師・介護職員・管理栄養士が連携し、最期まで美味しく食事がとれるような取り組み・支援を行う。

- ・経口摂取推進委員会の開催（月1回）
- ・嚥下機能や口腔の状態観察、ミールラウンド及び摂食カンファレンス
- ・食事摂取量の観察と体重の推移、必要栄養量の観察
- ・発熱や痰の量等、肺炎予防を意識した体調観察

10 介護技術向上委員会

最新のケア事情を理解し、施設に取り入れることで同一レベルのサービスを提供できる体制をつくる。

IV 年間行事予定

- 4月 お花見ドライブ
- 5月 鯉のぼりを楽しむ会（地域交流行事）
- 6月 菖蒲観賞
- 7月 七夕まつり
- 8月 納涼夏祭り
- 9月 敬老会
- 10月 遠足・菊花観賞
- 11月 いきいき長尾まつり（作品展）
- 12月 忘年会・餅つき大会
- 1月 新年会・初詣
- 2月 節分豆まき
- 3月 開莊記念日を祝う会・のぞみ園ひな祭り会

V 全国老人福祉施設協議会との連携、及び研修参加

- 1 全国、ブロック、県内の各種研修会や大会に積極的に参加
 - ・第68回 四国老人福祉施設関係者研究大会
 - ・四国ブロックカントリーミーティング
 - ・第18回 四国老施協セミナー
 - ・第76回全国老人福祉施設大会
 - ・全国老人福祉施設研究会議 10月29日～10月30日 愛媛県
- 2 全国老人福祉施設協議会、香川県老人福祉施設協議会への協力・参加

VI 自己啓発活動としての研修参加支援

- 1 研修費補助
- 2 資格試験日、職務免除（1回目）
- 3 処遇改善への反映

VII 香川思いやりネットワーク事業の充実化

- 1 運営委員会への委員派遣
- 2 実務者の養成
- 3 地域ネットワーク会議への派遣
- 4 相談派遣、フードバンク、一時金支出、中間的就労、買物援助、食事サービス等の援助

VIII 機能の維持管理

- 1 リフト機能付き送迎車の更新
- 2 業務用洗濯機の更新
- 3 経年劣化による修繕、ご利用者の重度化に合わせた環境整備

2019 年度 デイサービスセンターゆたか 事業計画

超高齢社会が続いている現在、在宅サービスの一つである通所事業所においては、介護サービスの適正化、重点化を通じた安定性、持続性ある運営つくりや自立支援を本軸に据えた加算等、求められるものが大きくなっている。

今後、増加傾向の認知症利用者や重度の利用者が在宅生活を継続していくよう事業所としての機能強化、体制つくりを行う。また、混合介護の取り組みに向けて、地域ニーズの把握を行いながら在宅生活を総合的にサポートできる仕組みを構築していく。

2019 年度においても、利用者満足度に比例したサービス提供つくりに継続して取り組む。

3 年目を迎えたさぬき市介護予防教室委託事業「元気のからくり教室」においては、運動器の機能向上、口腔機能の向上、生活機能低下が疑われる軽度な認知症予防に取り組み、教室で学んだ正しいセルフケアを習慣化できるようを目指す。また、ともに取り組む仲間ができ、介護予防の効果や地域との繋がりを切れ目なく感じることができる環境つくりを行う。

1 方針

通所介護・介護予防総合事業

- ・自立支援に向けた運営・体制つくり
- ・2019 年度介護報酬改定（2019. 10）の整備
- ・混合介護の検討
- ・要介護者個々の目的・趣向に応じたサービス提供の実施
- ・安全、快適な環境作りの実施
- ・職員間の情報共有と支援内容の統一を図る
- ・地域交流の充実
- ・第三者評価受審

からくり教室

- ・フレイル予防・改善への取り組みの実施
- ・生きがいとなる教室つくり
- ・安全・快適な環境つくり
- ・運営ルールに基づく利用の周知、徹底
- ・自主性・主体性のある教室つくり

2 会議の開催

- ・デイサービス会議 (年 12 回)
- ・レクリエーション会議 (年 12 回)

3 安定的運営について

- ・利用者数の調整、定員変更の対応
- ・利用実態に合わせたサービスへの取り組み
- ・事故防止施策の徹底
- ・コスト管理の徹底

4 情報機能強化

- ・ホームページ、会報誌での事業報告、行事の周知
- ・デイサービス通信の充実

5 医療・地域在宅支援事業所等との連携強化

- ・地域の連絡会への参加

6 職員研修の充実

- ・職員勉強会（随時）
- ・交通安全研修（年1回）

7 地域交流事業

- ・地域・家族参加型園外活動行事の立案実施（年2回程度）
- ・地域交流（定期的）

8 施設整備関係

- ・建物経年変化の部分補修

9 家族との連絡、協力体制の強化

- ・利用者・家族・事業所アンケートの実施（聞き取りアンケート年1回・郵送アンケート1回）

10 非常災害時の対応

- ・防災訓練 年2回
- ・消火器等の使用訓練 年2回
- ・災害備蓄品の点検・管理

2019 年度 ハーティヴィラ亀鶴 事業計画

【方針】

法人内の連携、ワンストップサービスの実現のため、様々な相談事例について、包括的な相談体制を構築する。また、職員が、認定こども園長尾学舎及び高松くりの木保育園の子どもたちの福祉地域教育の場であり、ご利用者の異世代交流の場としての位置づけを理解し、協力体制を整える。

【施設内共通事業】

- ・事業所連携会議の運営

4月、8月、12月、3月

- ・香川おもいやりネットワーク（生活困窮者に対する相談支援事業）の活用と推進
- ・運営委員会への委員派遣（毎月）
- ・実務者の養成
- ・地域ネットワーク会議への派遣
- ・相談派遣、フードバンク、一時金支出、中間的就労、買い物援助、食事サービス等の援助

<ハーティヴィラ亀鶴 ショートステイセンター 事業計画>

【方針】

- ・共に過ごす支援者として、寄り添って生活する
- ・情報を共有し、スムーズな支援につなげる。

【目標】

亀ユニット目標

- ・ゆとりを持った介護、利用者の気持ちを尊重し、寄り添ったケアを行う
- ・丁寧な介助や接遇を行う
- ・余暇の充実、笑って過ごせる環境、活動できる場を提供する
- ・情報共有の徹底
- ・利用者の日々の変化をよく観察する
- ・職員は、心身の健康に留意する

鶴ユニット目標

- ・ゆとりを持ったケアをめざす
- ・慌てず、急がず個々に合わせたケアを行う
- ・職員間でコミュニケーションが取れ、協力し合える環境づくりをする

数値目標

稼働率 95% (19人)

【主要事業】

- ・指定短期入所生活介護の実施 定員 20名
- ・指定（介護予防）短期入所生活介護の実施 （定員 20名に含む）
- ・利用者処遇に関する会議の運営
- ・職員の技術向上のための研修の実施
- ・行事の起案実施
- ・利用者アンケートの実施（年1回）
- ・緊急時受け入れ態勢の整備

【各種委員会活動】

感染対策委員会 会議の開催 月1回

- ・時期毎に情報収集を行うとともに、感染経路の遮断に勤め、感染経路の蔓延を防ぐ
- ・利用者の身体状況を観察し、感染症発生時の迅速・適切な対応で蔓延を未然に防ぐ
- ・感染対策委員を中心に勉強会を行い職員の意識レベルを向上する

レクレーション委員会 会議の開催 月1回

- ・個々の残存機能に合ったレクレーションを提供する

- ・ 他者とのつながりを持ち心身機能の活性化・意欲向上につなげる
- ・ 行事、慰問を通じて季節を感じるような地域交流を充実させる

安全対策委員会 会議の開催 月1回

- ・ 安全な介護技術、安全な環境整備の検討。
- ・ ヒヤリハットや事故報告の分析、発生した事故の対策と今後の対応の検討実施。
- ・ 事故防止や発生した事故の対策と今後の対応の検討実施。
- ・ 定期的に対応策の見直し、改善の周知徹底。

拘束検討委員会

- ・ 会議の開催 月1回
- ・ 拘束ゼロの取組として拘束事例、スピーチロック等の勉強会を行い職員のスキルアップに努める

生活向上委員会

- ・ 会議の開催 月1回
- ・ 利用者の状態の把握、共有する。
- ・ より良いケアが提供できるよう、多職種と意見交換を行う。

<ハーティヴィラ亀鶴 デイサービスセンター 事業計画>

【方針】

- ・個々のご利用者のニーズに適したサービス提供の実施
- ・清潔な環境、安全・安心な空間づくりの実施
- ・ご利用者個々の目的、趣向に応じた職員間での統一した支援の実施
- ・関係各部署との情報共有、スムーズな支援の実施

【目標】

- ・一人でも多くの方に利用ができるよう定員の充足に努める
- ・自立支援と重度化への予防に向けてのサポート強化に努める
- ・家庭との連携を密にし、機能低下が起こらないよう機能訓練を行う

【主要事業】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・通所介護事業の実施（1単位 5時間～6時間 定員 35名）
- ・さぬき市総合事業「からくり教室」の受託（毎週水曜日 定員 10名）

【会議研修】

- ・デイサービス会議と委員会の運営（月1回）
- ・職員研修の実施
- ・職員主体の勉強会の実施
- ・利用者安全・暮らしの研修（年2回）
- ・利用者アンケートの実施（年1回）
- ・運営強化事業
- ・資格取得支援

<ハーティヴィラ亀鶴 ヘルパーステーション 事業計画>

【方針】

ご利用者の尊厳とプライバシーを守りながら、サービスの提供と同時に「やさしさや機能維持・向上につながるやる気」を提供する。

- ・ヘルパー技術の向上に努める
- ・自信と喜びを提供する

【目標】

自宅で永く過ごせるように、家族や他の福祉サービス事業者と連携を取りながら、適切な支援と介護を行う。

【主要事業】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・訪問介護事業の実施
- ・介護保険外サービス（自費サービス）の実施

<ハーティヴィラ亀鶴 サービス付き高齢者向け住宅 事業計画>

【方針】

日頃から生活状況の観察とコミュニケーションを取りながら、入居者自身の安心と家族の安心に努める。

【主要事業】

- ・安否確認サービス
- ・健康確認サービス
- ・食事サービス
- ・会議の運営（月1回）
- ・研修の実施
- ・利用者アンケートの実施（年1回）
- ・利用定員 10室

<ケアプランセンターゆたか 事業計画>

【方針】

在宅で生活される方が その人らしい生活が送れるようにあらゆる支援・社会資源を活用する。

【事業目標】

介護保険制度、市町村の福祉施策の対応

- ・ 介護報酬改定により 利用者・家族に説明ができるように把握する。
- ・ 主任介護支援専門員配置により専門性を高めるとともに、介護支援専門員の指導にも努める。
- ・ 5年経験の介護支援専門員が主任介護支援専門員の研修が受けられるよう支援する。
- ・ 地域を対象とした介護相談を行いニーズキャッチや効果的な支援につなげる。
- ・ 主任介護支援専門員更新研修を受けるため 必要な研修に参加できるよう支援する
- ・ 実務研修実地研修の受け入れ、主任介護支援専門員が対応 事業所内でサポートできるよう支援する。

安定した運営

- ・ ケアプラン目標 30～35 件。
- ・ 自己点検を行い業務内容の確認を行う。
- ・ 要支援ケアプランは地域包括支援センターからの委託を 8 件まで対応する。
- ・ 経費削減のため事務用品の節約や訪問時の公用車の効率的な運行で経費全般を節約する。
- ・ 年 1 回情報公表、自己評価を行い、事業所の向上を図る。

相談への迅速な対応・援助計画への作成

- ・ 24 時間連絡体制の確保と介護支援専門員同士の連携。
- ・ 包括支援センターより困難事例に対し迅速に対応をする。

相談援助技術の向上

- ・ 現任研修、その他研修への積極的な参加をする。(研修計画)
- ・ 事業所内の事例検討・研修により知識の向上を図る。

関係機関との連携強化

- ・ 病院や他事業所との連携の強化を図る。
- ・ 関係機関と密にし、要支援者の発見と利用者本位のサービスを実現する。
- ・ 包括支援センターとの連携により要支援・要介護に移行した際にスムーズな対応が出来るよう努める。

【事業所計画】

- ・ 居宅会議・事例検討会の開催 (週 1 回)
- ・ 業務内容についての意見交換 書類関係・行政からの連絡事項について 話合い業務が行えるようにする。

- ・ 事業所内にて事例検討を行う。
- ・ 他の事業所との合同研修を年2回行う。
- ・ 包括支援センター ケアマネリーダー主催による、年4回に研修に参加し、情報の収集・知識の習得地域ケアマネージャーとのつながりが作れるよう努める。
- ・ 県長寿社会対策課主催の研修に参加する。
- ・ 必要な研修に参加し 個々・事業所全体のスキルアップに努める。
- ・ 主任ケアマネ研修に参加し、質の向上を図る。

【年間計画】

4月	事業所会議 4回 (全員参加)
5月	事業所会議 4回 (全員参加) ケアマネリーダー等 研修打ち合わせ (鎌倉)
6月	包括支援センター主催研修 (全員参加) ケアマネリーダー等 研修打ち合わせ (多田)
7月	事業所会議 4回 (全員参加)
8月	事業所会議 4回 (全員参加) 集中減算書類作成 (担当 山本) 主任ケアマネ研修 1名参加 (山本)
9月	事業所会議 4回 (全員参加)
10月	事業所会議 4回 (全員参加)
11月	事業所会議 4回 (全員参加)
12月	包括支援センター主催 研修会 4名参加
1月	事業所会議 4回 (全員参加)
2月	事業所会議 4回 (全員参加) 集中減算書類作成 (担当山本)
3月	事業所会議 4回 (全員参加) 東讃地区主任ケアマネ研修主任 (ケアマネ)

2019年度 高松くりの木保育園 事業計画

高松くりの木保育園は、2018年4月から、定員105名で開園した。

高松市中心部に近い地域にあり、社会福祉法人長尾福祉会の障害者用、高齢者用施設のサービスを提供できるという強みを活かし、地域や関係機関との連携を図りながら、事業を進めていく。

【保育理念】

「障害をもっていても もっていなくても 男も女も 『生まれておめでとう・成長しておめでとう・長生きしておめでとう』といえる社会づくりをめざします。」という法人理念のもと、あらゆるサポートや機会の提供を行い、大人になり社会に出てものぞみを持って豊かな心で生き抜く基礎を養う。

子どもたちが幸せに過ごせるよう、乳幼児の健全な発達を助長し、家庭的な保育を実践する。

【方針】

- 今後の幼保連携型認定こども園への移行を視野に、園児一人ひとりの育ちを支える教育・保育を行う。
- 地域との交流や行事を通して、園児が保育園の中だけでなく、様々な人との関わりの中で、多くの働きがあることを知ったり、いろいろな人たちがいるんだという違いを受け入れたりする経験を重ね、自己肯定感を育む。
- 日々の生活や遊びを通して、基本的生活習慣や社会のルール等、生きていくために必要な力の基礎づくりに努める。

【目標】

- 笑顔でいいさつ。
- 保護者や地域の方々とのつながりを大切にし、交流を深め、共に子育てをする。
- それぞれの持ち味を活かし、思いやりを持って協力する。

【運営計画】

- より質の高い教育・保育を実践する
 - 保育所保育指針に基づき、園児の発達の連續性を考慮して、0歳児から小学校就学前までの一貫した教育・保育を展開していく。
 - 園児が自ら色々な発見をすることができる環境設定や、継続して遊びを繰り広げができる環境づくり、年齢を超えた園児同士の関わりが自然にできる環境づくりを進め、発達に即した教育・保育内容の充実を図る。
 - 緩やかな担当制・異年齢グループ・少人数グループでの保育の実践を通し、一人ひとりの発達に即した、よりきめ細やかな保育を行う。
 - 情操教育の一環として、体育、リトミック、英語を取り入れ、しなやかな心と身体を育てる。
 - 3歳以上児の保育料の無償化に伴い、予想される公定価格の変動に対し、柔軟に対応する。
 - ICTを活用し、教育・保育、園児の育ち、健康等について、情報を発信する。

- ・ 保育者としての専門性を高める
 - 園内研修を充実し、職員一人ひとりが園の理念・目標を理解し、教育・保育の実践を行う。
 - 改訂保育指針に沿った全体的な計画の編成をし、教育・保育を展開していく。
 - 自己評価を用いて、自己の課題を明確にした上で教育・保育を実践し、評価、改善を行い、更なる向上につなげる。
 - 必要な情報を整理し、業務の省力化につながるように ICT を活用する。
 - 幼児教育スーパーバイザー派遣事業等を利用し、公開保育の実施やその後の学びを充実させる。

- ・ 食育の推進
 - 発達やアレルギー等、個々の園児に応じた対応をしていく。
 - オープンキッチンを活かした食への興味・関心への取り組みや、管理栄養士・調理師と連携を図り、野菜栽培やクッキング等の体験や、日常の保育の中に食育を意識した活動を多く取り入れる。
 - 保護者にも「食」の大切さを分かりやすく伝えるため、献立表を工夫し、講座等を実施する。
 - 日本の伝統行事や誕生会等、特別な日の献立を工夫し、食の経験を深める。

- ・ 地域における公益的な取組
 - 自治会や地域コミュニティーセンターと連携し、園児参加型の地域行事へ参加する。また、地域が活気づく活動に協力する。
 - 地域ボランティアの積極的な活用で、園運営への協力と透明性の向上を図る。
 - 総合相談窓口を設置する。
 - 地域の中でのネットワークを作り、役割を分担して、継続的に関わっていく。

【定員】

利用定員	105名					
年齢別定員 (名)	0歳児 9	1歳児 18	2歳児 18	3歳児 20	4歳児 20	5歳児 20
目標(名)	9	18	24	20	13	6
特別保育	延長保育、障害児保育					

目標は、2020年3月1日現在。

【職員数（採用計画）】

	園長	保育士 <正職員>	保育士 <パート>	管理栄養士 栄養士	調理師	看護職員	事務員
2019年4月1日 (名)	1	12	3	3	1	2	1
2020年3月31日 (目標) (名)	1	14	4	3	1	2	1

【事業内容】

- ・ 開園日
月曜日～金曜日 午前 7 時 ～ 午後 7 時
土曜日 午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分
- ・ 休園日
日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

【行事】

- 4 月 入園・進級式
- 5 月 花園地区運動会
- 6 月 保育参加・給食試食
- 7 月 デイキャンプ
- 8 月 花園地区夏祭り
- 9 月 運動会、敬老会
- 10 月 親子遠足
- 12 月 生活発表会
- 1 月 もちつき
- 2 月 保育参加・給食試食、クラス懇談会
- 3 月 お別れ遠足、ひな祭り会、卒園式

2019年度 認定こども園長尾学舎 事業計画

認定こども園長尾学舎は、2019年4月から定員80名で開園する。

長尾地区の子ども達の受け皿としての機能だけでなく、教育・保育の内容や質を保護者が選択できる機能を持たせる目的がある。教育・保育方針やその内容が支持され、信頼され愛されるこども園であるために、子ども、保護者、地域、そして保育者が、共生（ともに生きる）・共育（共に育つ）の精神を醸成できる環境づくりに努める。

【教育理念】

「心身ともに満足できる遊び」を中心とした乳幼児教育の提供を通して、小学校への滑らかな接続を行う。また、それにより感じられる「自己肯定感」により、自信と生きる力を育て、生涯にわたる人格形成の基礎を築く。

【方針】

- ・ 教育・保育内容の充実・職員数の充実により、計画定員の早期充足を達成し、安定した経営をしていく。
- ・ 小学校教育への円滑な接続が成せるよう、子ども一人ひとりの育ちを支える。
- ・ 地域教育を重んじ、地域行事へ参加することで、伝承を継承し、地域の魅力を楽しめる子どもを育てる。

【目標】

- ・ 職員協調をし、人を大事に、施設を大事にする
- ・ 笑顔で挨拶
- ・ 子ども・保護者・地域とのつながりを大切にし、信頼関係を築く

【運営計画】

- ・ より質の高い・教育・保育を実践する
 - 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」「5領域」「資質・能力の3つの柱」に添った教育・保育の提供により、小学校教育への円滑な接続を行う。
 - 乳幼児らが自ら色々な発見をすることができる環境設定や、継続して遊びを繰り広げることができる環境づくり、年齢を超えた子ども同士の関わりが自然にできる環境づくりを進め、発達に即した教育・保育内容の充実を図る。
 - 一人ひとりの発達に即した、よりきめ細やかな保育を行う。
 - I C T活用により、保育教諭の業務省力化を図り、少しでも多くの子どもたちの育ちに寄り添える時間を作る。
- ・ 保育者としての専門性を高める
 - 園内研修を充実し、職員一人一人が園の理念・目標を理解し、教育・保育の実践を行う。
 - 当法人の特長である特別な支援が必要な子ども達に対して、早期発見・早期支援に努めると

共に、個別に抱える状況や課題等に対して必要な支援につなげていくため、外部機関との連携を進めていく。

- 共育（子どもとともに育つ）支援を行う。具体的には、ホームページ、クラスだより、連絡ノート等を活用し、教育・保育内容・子どもの育ちを保護者にわかりやすく発信し、育ちを共有していく。

・食育の推進

- 栄養士と保育教諭が連携を図り、食への興味・関心への取り組みや、野菜栽培やクッキング等の体験や、日常の保育の中に食育を意識した活動を多く取り入れる。
- 保護者にも家庭が子どもへの食育の基礎を形成する場であることを、給食だよりや講座を実施することで知ってもらい、家族との共食を可能な限り推進する。

・地域子育て支援拠点事業

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

・地域における公益的な取り組み

- 自治会と連携し、地域行事に参加・協力する。
- 地域ボランティアの積極的な活用で、園運営への協力と透明性の向上を図る。

【定員】

利用定員	80名						
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳（1号）	4歳（1号）	5歳（1号）	合計
年齢別定員（名）	3	16	16	19(3)	13(3)	13(3)	80
目標（名）	3	12	12	13(3)	5(3)	5(3)	50
特別保育	延長保育、障害児保育						

【職員数（採用計画）】

	園長	保育教諭 (正職員)	保育教諭 (パート)	栄養士	看護師	事務員	子育て 支援
2019年4月1日 (名)	1	10	1	4	1	1	2
2019年3月31日 (目標)	1	12	2	4	1	1	2

